

東松島市学校給食センター 維持管理運営包括委託事業 募集要項等に関する質問回答等

令和7年8月22日

東 松 島 市

- 1 本質問回答は、令和7年8月4日(月)から8月6日(水)までに受け付けた東松島市学校給食センター維持管理運営包括委託事業の募集要項等に関する質問を項目順に整理するとともに、その回答を付したものです。
- 2 項目・質問の内容は、質問者の記載のとおりとしています。ただし、記載位置については、市で整理していますので注意してください。

1 募集要項等に関する質問回答

< 募集要項に関する質問回答 >

番号	項 目	頁	第	1	(1)	①	ア	a)	質 問	回 答
1	日常更新の定義について	2	2	1	(5)	①			「日常修繕・日常更新業務」における「日常更新」とは事業者が行う修繕業務のうち、修繕を施すよりも製品入替を実施した方が品質的にもコスト的にもメリットが有ると判断し、結果として「製品を更新」する場合と定義して宜しいでしょうか。具体例：排水ポンプ本体交換など	日常修繕には、ご質問のような「事業者が行う修繕業務のうち、修繕を施すよりも製品入替を実施した方が品質的にもコスト的にもメリットが有ると判断し、結果として「製品を更新」する場合」も含まれますが、これに限るものではありません。詳細については、要求水準書第2、1、(1)の「2）・・・本事業とは別途に実施（発注）する計画修繕・計画更新業務の考え方（定義）・・・」を参照してください。
2	応募者の参加資格（応募者の種類）	4	3	2	(1)				「建築物・建築設備等の維持管理に当たる者、調理設備等の維持管理に当たる者及び運営に当たる者等で構成される」とありますが、その他の業務に当たる者を応募グループに加えても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。応募者は、建築物・建築設備等の維持管理に当たる者、調理設備等の維持管理に当たる者及び運営に当たる者等で構成されるものとしていますが、ここでの“等”とは、表記の三者以外の者を指します。なお、参加表明書及び参加資格審査申請書の提出時には、建築物・建築設備等の維持管理に当たる者、調理設備等の維持管理に当たる者及び運営に当たる者が含まれている必要があることに留意してください。
3	応募企業又は応募グループの構成員の参加資格	4	3	2	(2)				その他の業務に当たる者を応募グループに加える場合、次ページ記載の①の「構成員共通」のアイウを満たせば宜しいでしょうか。	その他に当たる者は、募集要項第3、2、(2)、①の参加資格とともに、同(3)の制限を満たしている必要があります。
4	必要書類	4	3	2	(2)	①			運営・維持管理業務以外業務（マネジメント）を行う場合、①応募企業又は応募グループの構成員共通の要件のみ充足していれば問題ないとの理解でよろしいで	番号3への回答を参照してください。

番号	項 目	頁	第	1	(1)	①	ア	a)	質 問	回 答
									しょうか。	
5	実績を証明する書類について	5	3	2	(2)	②			「学校給食施設又は民間調理施設の維持管理業務の実績を有していること」を証明する実績について、事業名称や契約者を特定できる情報を黒塗りにした契約書等を提出しても宜しいでしょうか。	ご質問にあるような方法でもよいものとします。
6	応募の無効について	11	3	2	(12)	⑤	オ		「明らかに連合によると認められる応募」での「連合」とは「カルテル、談合」を意味する言葉との認識ですが間違いは無いでしょうか。	東松島市競争契約入札心得の「第9条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。」に基づく規定であり、“連合”とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律で禁止されている「不当な取引制限（事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること）」に該当します。
7	契約保証金	16	5	5	(2)				履行保証について、全期間の対価の100分の10以上とされておりますが、長期包括においては当該年度の対価の100分の10以上が一般的かと存じますのでご修正ください。また履行保証保険で対応するのが一般的かと存じますが、維持管理・運營業務を対象とする履行保証保険においては当	「サービス対価の100分の10以上としなければならない。」を「当該年度のサービス対価の100分の10以上としなければならない。」と修正します。 なお、これに伴い包括委託契約書（案）第41条の「1・・・「本契約」締結時点での「施設等維持管理費相当分」（年額）及び「給

番号	項 目	頁	第	1	(1)	①	ア	a)	質 問	回 答
									該年度を対象とした保険しか存在せず、工事請負と異なり履行期間すべてを対象とする保険がございませんので、保険実務に照らしても年度の 100 分の 10 以上に修正をお願いいたします。（本事業と同様に PFI 事業後の長期包括とした千葉市「新港学校給食センター維持管理運営長期包括事業」においても、年間委託料の 100 分の 10 とされております）	食運営等費相当分」（年額）の 100 分の 25 に相当する金額を違約金・・・」を「1・・・当該年度の「施設等維持管理費相当分」及び「給食運営等費相当分」の 100 分の 10 に相当する金額を違約金・・・」に修正します。
8	契約保証金	16	5	5	(2)				付保すべき保険（22 頁以下）では、自ら又は受託者をして保険に加入させる旨の記載があり、運営企業・維持管理企業での付保が認められていることから、履行保証保険に加入する場合においても、運営企業・維持管理企業それぞれが実施する業務を対象に履行保証保険付保することでも問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の履行保証保険契約は、特別目的会社（SPC）又は共同企業体（JV）での付保が必要となります。
9	維持管理費相当分の支払い	18	5	6	(2)	②	ア		「維持管理業務に関する開業準備・引継業務に係るサービス対価についても、給食提供の期間の 10 年にわたって、年 4 回・計 40 回の平準方式で行う」と記載がありますが、開業準備・引継業務に係る費用は事業者としても負担が大きく、当該業務分の役務提供も完了しているため、当該サービス対価は初回の支払いに含めてお支払いいただけますようお願い申し上げます。尚、費用として、具体的には弁護士費用その他で 500-1000 万円程度を見積もっております。	原案のとおりとします。
10	維持管理業務の物価改定指数について	18	5	6	(2)	③	イ	a)	「改定の指数（現指数）：毎年 8 月次の「企業向けサービス価格指数」（日本	原案のとおりとします。

番号	項 目	頁	第	1	(1)	①	ア	a)	質 問	回 答
									銀行調査統計局)の指数を 基に算出する。」とありま すが、地域性・市場価格へ の追従性・業務内容との適 合性を鑑みて「改定の指数 (現指数):毎年の「建築 保全業務労務単価」(国交 省)のうち宮城地区・保全 技師Ⅰの日割基礎単価を採 用いただけないでしょう か。	
11	維持管理費相 当分の支払額 の改定	19	5	6	(2)	③	ウ	c)	昨今の物価上昇に鑑み、± 1.5%変動要件は削除いた だきたく存じます。特に本 事業では施設の老朽化が進 むことから前 PFI 事業に比 べ対応すべき事項が多いこ とや、運營業務においても 人員確保が年々厳しくなる 状況が想定されることから、 10年間安定的に業務を行 うべく、現 PFI 事業におい て用いられている改定ルー ルを見直していただきた く存じます。	原案のとおりとします。
12	サービス価格 の指数	19	5	6	(2)	③	エ	C)	SPPI0710 の算出方法とし て、調査月の消費税及び地 方消費税率が用いて税込指 数を割り戻す方法になって いますが、「消費税を除いた サービス価格指数」も存在 するため、こちらを採用 いただけますようお願いい たします。 消費税込みの指標とした場 合、税率変更に伴って再計 算しなければならなくなる ため、事務的な手間が生じ ます。	原案のとおりとします。な お、消費税及び地方消費税 を含む統計が正規のもので あり、消費税及び地方消費 税を含まない統計は仮のも のであると認識しています。
13	運営費相当分 の支払額の改 定	21	5	6	(3)	③	エ	c)	改定指標を「企業向けサー ビス価格指数/労働者派遣 サービス」から「宮城県最 低賃金」に変更をお願い いたします。現状、労働者派 遣サービスの指標は、最低 賃金の上昇率に迫いついて おらず、この指標を維持す る場合、10年間の業務遂行	(別紙)のとおり修正しま す。

番号	項 目	頁	第	1	(1)	①	ア	a)	質 問	回 答
									ができない恐れがあります。	
14	付保すべき保険等について	23	5	7					第三者賠償責任保険について、保険の契約者および被保険者は「事業者又は維持管理にあたる者及び運営にあたる者」とありますが、維持管理にあたる者と運営にあたる者それぞれが第三者賠償責任保険に加入し、それぞれの証券を提出しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、証券又はこれに代わるものを提示することでよいものとし、市は、これを確認するとともに、必要に応じて写しを保管します。
15	付保すべき保険等について	23	5	7					第三者賠償責任保険について、事業者が自社事業のため包括契約している以下保険契約をもって本事業の募集要項に定める付保すべき保険を付保したものととして宜しいでしょうか。 契約者：事業者の親会社 被保険者：事業者 契約期間：毎年更新 補償限度額：対人対物共通 1 事故 10 億円以上 補償対象：業務中に発生した損害事故等	ご理解のとおりですが、当該包括契約の総額に係る限度額や対象とする業務（契約）等において、特段の問題がない（有効である）ことの説明が必要となります。
16	予想されるリスク分担と責任分担	24	6	2	(1)				実施方針におけるリスク分担表は、包括委託契約書にすべて反映されており、ゆえに、実施方針のリスク分担表はリスク分担の早見表として活用できるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業では、事業実施方針においてリスク分担表を公表していません。本事業におけるリスク分担は、公募要項等（主として「包括委託契約書（案）」）によるものとします。
17	サービス対価の減額について	28	6	5	(3)	⑥			開業より 16 年目を迎える施設であることから、設備不具合に起因する提供不全リスクは現事業期間より大きくなっております。 合計ペナルティポイントの累積に関しては、維持管理・運営業務において事業者の優れたサービスが提供された場合に、ポイントの減額となる様な仕組みの検討は可能でしょうか。	原案のとおりとします。事業者の優れたサービスの提供は評価されるものですが、所定水準の未達成を補完するものではありません。なお、募集要項第 6、5、(3)、④、イの「b）・・・次の場合は是正勧告を行わない（≒ペナルティポイントを付さない）。／・予め市の承諾を得た作業等によって、やむを得ず所定水準を達成するサービスの提供がされなかった場合／・市の

番号	項 目	頁	第	1	(1)	①	ア	a)	質 問	回 答
										責めに帰すべき事由により 所定水準を達成するサービスの提供がされなかった場合／・見学者等の第三者の責めに帰すべき事由により 所定水準を達成するサービスの提供がされなかった場合／・不可抗力又は法令変更によって、やむを得ず所定水準を達成するサービスの提供がされなかった場合」としていることに留意してください。
18	財務状況に関するモニタリング	30	6	5	(4)				財務モニタリングの規定は S P C を前提にしている記載かと思慮いたします。S P C を組成しない場合（J V で契約する場合）、（４）の財務の状況に関するモニタリングは適用されず、提出する書類は、J V 内の対価配分方法に関する書面（対価改定通知含む）で足りるとの理解でよろしいでしょうか。 事業期間中の J V の収入は、市との契約（改定通知による対価の改定を含む）に基づくことから市は J V の収入を常に把握されており、支出は、事業開始時に合意する J V 内部での配分方法によって配分していくため、上記資料を提出すれば、J V の収支を十分把握することができるかと存じます。（様式集 39 頁に記載されている「余剰金の預貯金、短期借入」など、市が事業者からの報告をうけて把握すべき項目がない前提です）	財務の状況に関するモニタリングは、特別目的会社（S P C）を設立しないで応募者グループのすべての構成員を持って共同企業体（J V）を組成する場合においても実施するものとし、当該共同企業体の構成員の財務状況等が、モニタリングの対象となります。なお、提出すべき財務書類の内容については、市と事業者で協議の上、市が定めるものとします。
19	光熱水費に関するモニタリング	31	6	4	(5)				光熱水費について、「現事業における光熱水費の 120%（価格換算）を超えた場合」と記載がありますが、事業者側は光熱水費の価格のコントロールができない	基本的には、光熱水量での比較とするものですが、電気、水道、ガスと異なる光熱水量を単純に比較することが困難であるため、現事業の光熱水量と本事業の光

番号	項 目	頁	第	1	(1)	①	ア	a)	質 問	回 答
									ため、光熱水量ベースでご判断いただきたく、上記文章より（価格換算）という言葉を削除願います。	熱水量を比較する場合、同一時点単価によって価格換算した上で比較しようというものです。なお、「同一時点単価」として、令和５・６年度の平均単価を想定しています。

＜ 様式集に関する質問回答 ＞

番号	項 目	頁	様式 番号	I	1	(1)	1)	ア	質 問	回 答
20	全般								Word 版と Excel 版を公表してください。	様式集は、WORD 版にて公表しています。なお、EXCEL 版は、応募者の提案にもかかわることであるため、応募者の作成によるものとします。
21	参加資格要件に関する書類								その他の業務（事業マネジメント等）を行う企業の参加資格要件に関する提出書類（維持管理：様式７・８、運営：様式９に相当）がございません。 募集要項５頁では、共通条件として「令和７年度東松島市競争入札参加資格者名簿に登録をされていること」が要求されておりますが、かかる条件の充足を証明する資料の提出は不要でしょうか。必要な場合、その他企業用の様式を作成いただけますでしょうか。	＜様式９＞を＜様式９の２＞とし、「運営企業」を「その他企業」に書き換えるとともに、資格要件の項目のうち「イ H A C C P・・・添付します。」、「ウ 学校給食施設・・・添付します。」を削除の上、作成してください。
22	参加表明書	9	2						参加表明書には「その他企業」の記載欄があることから、その他企業の応募もお認めいただけるとの理解で宜しいでしょうか。	番号２への回答を参照してください。
23	参加資格要件に関する書類	16	9						「その他企業」を応募グループに加える場合、この様式はどのように準備すれば宜しいでしょうか。	番号 21 への回答を参照してください。
24	応募グループの構成員の納税に関する書類	17	10						「参加資格審査申請の受付期限日において、国税又は地方税を滞納していない（納税している）者であることを証する書類」とあり	納税証明書は、応募者の備えるべき参加資格に関する確認基準日（参加表明書及び参加資格審査申請書の受付期限日）の３か月以内に

番号	項 目	頁	様式 番号	I	1	(1)	1)	ア	質 問	回 答
									ますが、募集要項の公表日（7月22日）を基準とし発行された最新の納税証明書を提出すれば宜しいでしょうか。	発行されたものを有効とします。
25	提案書確認リスト	23	14						＜様式14＞につきまして、提案書確認リストの下方に様式番号、書類名が重複して記載されておりますが、重複分（下半分）は誤記のため、提出時は削除してよろしいでしょうか。	ご質問の事実が確認できません。
26	資金計画の総合計	36	25	1			3)		＜様式25-1＞につきまして、固定料金分と変動料金分の合計を記載する総合計のページがありますが、これは事業期間中の固定料金分の総額と、変動料金分の総額、及びその総合計を確認する意図でしょうか。	ご理解のとおりです。＜様式25-1＞には、＜様式25-2＞と＜様式25-3＞の合計額を記載してください。

＜ 要求水準書に関する質問回答 ＞

番号	項 目	頁	第	1	(1)	1)	ア	①	質 問	回 答
27	計画修繕・計画更新業務について	4	2	1	(1)	1)			維持管理は予防保全を基本とし、計画修繕・計画更新業務は4年目以降を目安に実施を想定とあります。万一3年目までに故障修繕が必要となり、費用が75万円以上の価格となる場合は別途発注いただけたと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	日常修繕・日常更新業務について	4	2	1	(1)	2)	イ		製造企業及び専門施工企業等が対応する必要があるもののうち、比較的軽微（当該業務に係る費用が75万円（税込）未満のもの）とあるが、事業者（事業者が発注する工事業者）の見積金額で了承されるか、または市側の金額精査が入るのか伺いたい。	市は、事業者（事業者が発注する工事業者）の見積金額を尊重するものとしますが、当然に、市と事業者で協議の上、当該見積金額の妥当性（正当性）について十分な検討を加えた上で決定するものとします。
29	日常修繕・日常更新業務について	4	2	1	(1)	2)	イ		費用75万円（税込）は、事業者が貴市に提出する見積書の金額と考えて宜しいでしょうか。	番号28への回答を参照してください。

番号	項 目	頁	第	1	(1)	1)	ア	①	質 問	回 答
30	日常修繕・日常更新業務について	4	2	1	(1)	2)	イ		同一年・同一項目、3回/年度の記載から、単純試算で年間 2,250,000 円（税込）の修繕作業が可能と判断され、実施内容によっては大規模修繕で見込んでいたものが本修繕で行われ、結果機器が更新に至る可能性が懸念されることから、その様なことが懸念される場合は事業者からの申し入れにより協議の場を設けていただく事は可能でしょうか。	要求水準書第 2、1、(1)の「2）・・・本事業とは別途に実施（発注）する計画修繕・計画更新業務の考え方（定義）・・・」は、本来ならば市が負担すべき計画修繕・計画更新業務についても事業者負担させようという趣旨でないことから、ご質問にあるような協議の場を設けるものとします。
31	日常修繕・日常更新業務について	4	2	1	(1)	2)	ウ		本項の「当面（計画修繕・計画更新業務を実施するまでの間）の給食提供を継続するための応急の対応策」について、以下の点を確認させていただけないでしょうか。 ①業務範囲は、計画修繕・計画更新業務の対象設備等と考えて宜しいでしょうか。 ②計画修繕・計画更新業務の計画は貴市が策定するものでしょうか。 ③応急の対応策は、不具合対応として実施する部品交換や部分補修と考えて宜しいでしょうか。例えば、空調設備 1 系統の機器更新や、屋上防水一面の更新といった、設備等の一式更新は応急の対応策に含まないとの認識で宜しいでしょうか。 ④応急の対応策にかかる費用が税込 75 万円以上となる場合は、本業務の対象外になると考えて宜しいでしょうか。	ご質問の①について、お考えのとおりです。あくまでも、市が負担すべき計画修繕・計画更新業務を実施するまでの間においても給食提供を継続するために必要となる応急の対応策に限定するものであり、それ以上の対応策を求めるものではありません。 ご質問の②について、お考えのとおりです。市は、事業者による計画修繕・計画更新業務のための施設等調査業務の報告を受けて、計画修繕・計画更新業務の内容を策定するものとします。従って事業者は、市が当該計画修繕・計画更新業務の内容を策定（判断）するために必要かつ十分な資料を提供する必要があることに留意してください。 ご質問の③について、お考えのとおりです。あくまでも、市が負担すべき計画修繕・計画更新業務を実施するまでの間においても給食提供を継続するために必要となる応急の対応策に限定するものであり、それ以上の対応策を求めるものではありません。 ご質問の④について、当該（ウの“75 万円”）規定

番号	項 目	頁	第	1	(1)	1)	ア	①	質 問	回 答
										は、イの規定にも適用されるものではありませんが、当該応急の対応策に多大の費用が必要となる場合にあっては、市と事業者における協議の場を設けるものとします。
32	業務報告書について	5	2	1	(4)				毎月提出の月次報告書、及び四半期毎に提出の四半期報告書は統一し月次報告だけとすることは可能でしょうか。また、四半期報告書がサービス対価支払い条件であれば四半期毎の最終月（6月、9月、12月、3月）の月次報告書に必要情報を追加することで認めていただく事は可能でしょうか。	ご質問の後段のように、四半期毎の最終月（6月、9月、12月、3月）の月次報告書に必要事項（例えば、四半期の合計数量や総括等）を追加することにより、当該報告書を月次報告書とともに、四半期報告書としても取り扱うものとします。
33	開業準備・引継ぎ期間における光熱水費の取扱いについて	5	2	2	(1)	3)			現事業者と次期事業者が相違する場合、現事業期間に調理リハーサルを行うことが想定されます。その場合の調理リハーサルで使用した光熱水費の支払元については事業者間の個別調整によるものと考えて宜しいでしょうか。また次期事業期間に調理リハーサルを行った場合の光熱水費の負担は次期事業者又は市となるのかご教授願います。	まず、現事業者と本事業の事業者（次期事業者）は、必ず相違するものであるとともに、開業準備・引継業務の業務期間は、要求水準書第2、2、(2)及び第3、2、(2)の業務期間において「包括委託契約の締結日から給食提供開始日の前日（令和8年3月31日）までの間とする。」と規定されています。なお、何らかの事由で開業準備・引継業務が令和8年4月1日以降となった場合にあっては、要求水準書第2、2、(1)及び第3、2、(1)の規定において「3）開業準備・引継業務の実施に必要な費用は、調理リハーサルで使用する食材調達に要する費用、調理リハーサルに伴い発生した残食及び残渣の処理に要する費用を含め、すべて事業者の負担とする。」が適用されます。 その上で、開業準備・引継業務に係る光熱水費の具体的な支払方法については、市及び現事業者と本事業の

番号	項 目	頁	第	1	(1)	1)	ア	①	質 問	回 答
										事業者（次期事業者）で協議の上、定めるものとします。
34	維持管理業務における業務記録の作成、保管及び提出について	6	2	2	(4)				「当該記録には、必ず以下を含むものとする。」とあります。記録の一覧を公表いただけますでしょうか。	(4)に以下を追記します。 1)維持管理業務・運営業務計画書 2)維持管理業務・運営業務仕様書（マニュアル）等 3)運営備品の確認、調達に関する業務記録 4)設備機器等の試稼動に関する業務記録 5)業務従事者等の研修に関する業務記録 6)調理リハーサルに関する業務記録 7)配送・回収リハーサルに関する業務記録 8)廃棄物の処理に関する業務記録 9)その他維持管理業務に関する開業準備・引継業務に関する業務記録
35	維持管理業務に関する開業準備・引継業務記録の内容	6	2	2	(4)				「当該記録には、必ず以下を含むものとする。」とありますが、「以下」に該当する内容について具体的に明記願います。	番号 34 への回答を参照してください。
36	事業期間終了時の検査について	7	2	3	(5)				事業期間終了時の検査項目について目視及び打検等による検査を主として実施し、施設の運営に支障がないレベルの経年劣化については許容いただけるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	付帯施設保守管理業務の対象物について	9	2	5	(1)				現事業期間に市が敷地内に設置した「防災備品倉庫」については、要求水準書に記載が無いことに加え、市職員が専ら使用する施設であることから付帯施設保守管理業務の対象外との認識です、間違いは無いでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	警備業務について	15	2	10	(1)	4)			「夜間、休日等の一般開放の際に・・・」の一文は、館内見学者等がある場合	ご理解のとおりです。

番号	項 目	頁	第	1	(1)	1)	ア	①	質 問	回 答
									に、部外者となる第三者が給食エリアや事務室に立ち入らない様に機械警備や生体認証装置を用いて権限のある者のみの入室を許可することと認識して宜しいでしょうか。	
39	市独自のソフト事業への協力支援について	23	3	4	(4)	2)	エ		「市独自のソフト事業」とは想定しているものが有れば具体的にご教授願います。	市独自のソフト事業として実施を予定している給食センター主催の各種会議やイベントへの出席等を想定しています。

＜ 添付資料・別冊資料に関する質問回答 ＞
な し

＜ 事業者選定基準に関する質問回答 ＞

番号	項 目	頁	1	(1)	1)	ア	－	－	質 問	回 答
40	事業者の選定体制	1	2	(3)					「審査委員会」には、外部機関等の有識者も加わるのでしょうか。	本事業の審査委員会は、市の職員及び市の附属機関の有識者で構成するものとします。
41	基本的要件に関する適格審査	3	4	(3)	1)				事業計画に関する項目の審査基準に「特別目的会社への出資内容が明示されているとともに、出資条件が満たされていること。」とあります。文頭に「特別目的会社を設立する場合は、」の文言を追加いただけますでしょうか。また、共同企業体または事業者単体で入札参加する場合の審査基準がありましたら明示いただけますでしょうか。	「(基本項目) 特別目的会社、(審査基準)・特別目的会社への出資内容が明示されているとともに、出資条件が満たされていること。」を、「(基本項目) 特別目的会社等、(審査基準)・特別目的会社を設立する場合にあっては、出資内容が明示されているとともに、出資条件が満たされていること。／・共同企業体を組成する場合にあっては、業務分担の内容及び価額が明示されているとともに、共同企業体として必要となる条件が満たされていること。」に修正します。
42	提案審査（基礎審査）	3	5						「適格審査の要件を1つでも満たさない場合は失格とする。」とあり、適格審査の項目（3）1）事業計画に関する事項に「特別目的会社」の項目があります。他方、募集要項 15 頁で	番号 41 への回答を参照してください。

番号	項 目	頁	1	(1)	1)	ア	-	-	質 問	回 答
									は、ＳＰＣを設立せず、共同企業体の組成でもよい公募条件となっていることから、ＪＶ組成時にはこの項目は適用されない・記載しなくとも失格にはならないことを確認させて下さい。	

＜ 基本協定書（案）に関する質問回答 ＞
な し

＜ 包括委託契約書（案）に関する質問回答 ＞

番号	項 目	頁	章	節	条	項	号	別紙 番号	質 問	回 答
43	共同企業体と 取交す契約書 について								共同企業体が優先交渉権者となる場合、包括委託契約書に代わり指定管理者基本協定および年度協定を締結することになりますでしょうか。その場合、以下２点について協定書に盛り込んでいただけますでしょうか。 ①事業期間毎年度の委託金額表または支払いスケジュール表 ②年度協定における委託金額の変更を、包括委託契約書物価改定指数によるものとする条文	事業者が共同企業体（ＪＶ）の場合であっても、「基本協定書」及び「包括委託契約書」を締結するものとします。なお、「基本協定書（案）」及び「包括委託契約書（案）」の鑑（表紙）に、それぞれ「※この「基本協定書（案）」は、優先交渉権者（次順位交渉権者）が「特別目的会社」を設立することを前提として作成しているものであり、「特別目的会社」を設立しない場合にあっては、該当部分を加筆・修正するものとする。」「※この「包括委託契約書（案）」は、優先交渉権者（次順位交渉権者）が「特別目的会社」を設立することを前提として作成しているものであり、「特別目的会社」を設立しない場合にあっては、該当部分を加筆・修正するものとする。」としておくことに留意してください。 その上で、ご質問の①、②については、募集要項、要求水準書及び応募者の提案書に基づき、包括委託契約書別紙３において、詳細に規定するものとします。 なお、本事業は、指定管理

番号	項 目	頁	章	節	条	項	号	別紙 番号	質 問	回 答
										者制度の対象事業ではありません。
44	「初年度」用語の定義について	2	1		1	(11)			(ただし、初年度は「本契約」の効力発生日から令和6年3月31日までをいう。)と記載されておりますが、令和9年3月31日までと認識しております、間違いは無いでしょうか。	ご質問箇所の「令和6年3月31日までをいう。」を「令和9年3月31日までをいう。」に修正します。
45	用語の定義	2	1		1	(11)			「事業年度」の定義において、初年度が「本契約の効力発生日から令和6年3月31日まで」と記載されておりますが、これは誤記ではないでしょうか。正しくは令和8年3月31日など、契約期間と整合する日付になると考えますが、ご確認をお願いいたします。	番号44への回答を参照してください。
46	事業者	4	2		6	2			「「本契約」上の「事業者」の債務不履行については、その原因及び結果のいかんを問わず、「事業者」の責めに帰すべき事由とみなす。」と規定されており、本事業の業務には「引継」業務も含まれております。ここにいう引継は、要求水準に規定のとおり本事業実施時における施設の状況確認や事務書類の引継ぎを指すことから、前PFI事業における未実施事項については、前PFI事業におけるSPCがその履行義務を負っており、本事業の実施主体には契約上、承継されないことを確認させてください。 本事業は公募型プロポーザルにおいて選定される新事業であり、前PFI事業との契約上の関連性は遮断されることから、前PFI事業の債権債務については、本事業に引き継ぐことができないとの理解です。	本条項は、あくまでも「「民間事業者」、「維持管理者」及び「運営者」の責めに帰すべき事由に起因する「本契約」上の「事業者」の債務不履行は、その原因及び結果のいかんを問わず、「事業者」の責めに帰すべき事由とみなす。」と規定するものであり、ご理解のとおり、開業準備・引継業務といえども、現事業者の履行義務までも引き継ぐものではありません。

番号	項 目	頁	章	節	条	項	号	別紙 番号	質 問	回 答
47	契約の保証	5	2		11	2 3			「サービス対価」の 100 分の 10 以上とありますが「当該年度のサービス対価」の 100 分の 10 以上が一般的かと存じますのでご修正ください。 また、履行保証保険で対応するのが一般的かと存じますが、維持管理・運營業務を対象とする履行保証保険においては当該年度を対象とした保険しか存在せず、工事請負と異なり履行期間すべてを対象とする保険がございませんので、保険実務に照らしても年度の 100 分の 10 以上に修正をお願いいたします。	番号 7 への回答を参照してください。
48	事業者実施の修繕などの事前承諾について	11	3	2	23	2			事業者が自己責任と費用を負担にて行う業務計画書に記載のない修繕、又は施設運営に重大な影響を及ぼす修繕については、市への事前通知と承諾が必要になりますが、これらの条件の場合、給食作成業務に影響のある緊急性の高い内容と判断しますので、内容、状況により事後報告を認めて頂きたいと考えます。	原案のとおりとします。 ただし、ご質問のような非常時・緊急時における対応・措置については、あらかじめ市と事業者で協議の上、業務計画書に記載するものとします。

＜ その他に関する質問回答 ＞

番号	項 目	箇 所	質 問	回 答
49	大気汚染防止法による業務内容の確認	要求水準書 P. 8-4-(3) 点検業務	法が定める煤煙濃度測定について、法的根拠により測定不要と判断された場合事業者の判断により任意作業（自主測定）へ変更は可能でしょうか。またその対応について別途協議の場を設けることは可能でしょうか。	要求水準書に記載のとおり、遵守すべき法令等及び適用すべき要綱・基準類等の定めにより、法定点検（必要となる整備を含む。）を実施するものとします。なお、遵守すべき法令等及び適用すべき要綱・基準類等の定めにより、事業者が測定不要（任意作業への変更が可能）と判断する場合にあっては、市と事業者で協議の上、当該判断の是非を決定するものとし

番号	項 目	箇 所	質 問	回 答
				ます。
50	照明器具管球類の交換について	要求水準書 P. 8-4-(4) 日常修繕・日常更新業務	2027 年末までで一般照明用の蛍光灯の製造と輸出入が廃止となり、既に一部メーカーでは製造を終了している状況です。 場合により蛍光灯供給が不可能な状況が発生し管球交換が出来ない場合も想定されます、その場合の対応について伺いたい。 また、その対応について別途協議の場を設けることは可能でしょうか。	蛍光灯供給が不可能な状況が発生し管球交換が出来ないことが想定される場合にあっては、あらかじめ（事前に）当該対応策について、市と事業者での協議の場を設けるものとします。
51	計画修繕・計画更新業務のための施設等調査業務の取扱いについて	要求水準書 P. 15-11	事業期間において 3 回実施する施設等調査業務は、実施回数と調査内容・調査方法から多大な費用と時間を必要とします。 これは事業委託料の著しい増加要因となることが想定されることから、実施項目と実施方法に付いては都度協議とさせていただく事は可能でしょうか。	原案のとおりとします。なお、本事業における計画修繕・計画更新業務のための施設等調査業務は、本事業による給食提供に支障が生じることがないようにするために重要であるとともに、市が定める委託料支払総額の上限価格には、当該業務に関する適正費用が含まれています。

(別紙) 募集要項第 5、6、(3)を、以下のとおり修正します。

6 支払条件等

(3) 運営費相当分

③ 運営費相当分の支払額の改定

ア 運営費相当分のうち「B 運營業務に係るサービス対価」の支払額は、事業期間中の物価変動に対応して改定する。当該改定は、固定料金分とともに変動料金分（変動料金分の単価）を対象とする。なお、運営費相当分のうち「B' 運營業務に係る消費税及び地方消費税相当額」の支払額は、「B 運營業務に係るサービス対価」に、支払対象期間の消費税及び地方消費税率を乗じた額とする。

イ 物価変動を踏まえた支払額の改定期間は、以下のとおりとする。

a) 改定の指数等（現指数等）

- ・ 人件費以外の諸費用：毎年 8 月次の「企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）の指数を基に算出する。
- ・ 社員人件費：毎年 8 月次の「企業向けサービス価格指数／労働者派遣サービス」（日本銀行調査統計局）の指数を基に算出する。
- ・ パート人件費：「宮城県最低賃金時間額」（厚生労働省宮城労働局）を基に算出する。

b) 改定の反映：翌年度の 4 月 1 日以降の支払額に反映させる。

ウ 物価変動を踏まえた支払額の改定方法は、以下のとおりとする。

（人件費以外の諸費用及び社員人件費）

a) 令和 8 年度の支払額は、包括委託契約書に記載のとおりとし、改定は行わない。

b) 初回の改定は、本事業の提案日が属する年度（令和 7 年度）の 10 月次の「企業向けサービス価格指数」（日本銀行調査統計局）の指数を基に算出した改定の指数に対して、現指数が±1.5%以上変動した場合に改定する。

c) 2 回目以降の改定は、前回改定時の改定の指数に対して、現指数が±1.5%以上変動した場合に改定する。

エ 支払額の算出方法（改定率等）

a) 令和 8 年度の 1 回当たりの支払額

・ $P08 = P07$

b) 令和 9 年度の 1 回当たりの支払額の改定（1 回目）

・ $P09 = P07 \times (SPPI0808 / SPPI0710)$ 、ただし $|(SPPI0808 / SPPI0710) - 1| \geq 1.5\%$

c) 令和 n 年度の 1 回当たりの支払額の改定

＜過去に一度も改定されていない場合の支払額の改定＞（1 回目）

・ $Pn = P07 \times (SPPIN-1 \cdot 08 / SPPI0710)$ 、ただし $|(SPPIN-1 \cdot 08 / SPPI0710) - 1| \geq 1.5\%$

＜既に改定されたことのある場合の支払額の改定＞（2 回目以降）

・ $Pn = Pr \times (SPPIN-1 \cdot 08 / SPPIr-1 \cdot 08)$ 、ただし $|(SPPIN-1 \cdot 08 / SPPIr-1 \cdot 08) - 1| \geq 1.5\%$

＜凡例＞

- ・ P07：包括委託契約書の記載に基づく 1 回当たりの支払額
- ・ SPPI0710：令和 7 年 10 月の指数 / (1 + 調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・ P08：令和 8 年度の 1 回当たりの支払額
- ・ P09：令和 9 年度の 1 回当たりの支払額
- ・ SPPI0808：令和 8 年 8 月の指数 / (1 + 調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・ Pn：令和 n 年度の 1 回当たりの支払額
- ・ SPPIN-1・08：令和 n-1 年 8 月の指数 / (1 + 調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・ Pr：令和 r 年度の 1 回当たりの支払額
- ・ SPPIr-1・08：令和 r-1 年 8 月の指数 / (1 + 調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・ r：直前(直近)の支払額が改定された年度
- ・ $(SPPI000 / SPPI000) - 1$ ：改定率

※ 改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※ 「企業向けサービス価格指数（SPPI）」には、「日本銀行調査統計局／企業向けサービス価格指数／総平均又は労働者派遣サービス／x 月速報における x-1 月の訂正值」において公表される指数を採用する。

(パート人件費)

- a) 令和 8 年度の支払額は、包括委託契約書に記載のとおりとし、改定は行わない。
- b) 初回の改定は、本事業の提案日が属する年度（令和 7 年度）の 10 月次の「宮城県最低賃金時間額（以下「最低賃金」という。）」（厚生労働省宮城労働局）に対して、現最低賃金が改定された場合に改定する。
- c) 2 回目以降の改定は、前回改定時の最低賃金に対して、現最低賃金が改定された場合に改定する。

エ 支払額の算出方法（改定率等）

- a) 令和 8 年度の 1 回当たりの支払額
 - ・ $P08=P07$
- b) 令和 9 年度の 1 回当たりの支払額の改定（1 回目）
 - ・ $P09=P07 \times (W0808/W0710)$
- c) 令和 n 年度の 1 回当たりの支払額の改定
 - ＜過去に一度も改定されていない場合の支払額の改定＞（1 回目）
 - ・ $Pn=P07 \times (Wn-1 \cdot 08/W0710)$
 - ＜既に改定されたことのある場合の支払額の改定＞（2 回目以降）
 - ・ $Pn=Pr \times (Wn-1 \cdot 08/Wr-1 \cdot 08)$

＜凡例＞

- ・ $P07$: 包括委託契約書の記載に基づく 1 回当たりの支払額
- ・ $W0710$: 令和 7 年 10 月の最低賃金
- ・ $P08$: 令和 8 年度の 1 回当たりの支払額
- ・ $P09$: 令和 9 年度の 1 回当たりの支払額
- ・ $W0808$: 令和 8 年 8 月の最低賃金
- ・ Pn : 令和 n 年度の 1 回当たりの支払額
- ・ $Wn-1 \cdot 08$: 令和 $n-1$ 年 8 月の最低賃金
- ・ Pr : 令和 r 年度の 1 回当たりの支払額
- ・ $Wr-1 \cdot 08$: 令和 $r-1$ 年 8 月の最低賃金
- ・ r : 直前(直近)の支払額が改定された年度
- ・ $(W000/W000)-1$: 改定率

※ 改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※ 以上にもなつて、＜様式 25＞を修正しましたので、あわせて留意をお願いします。

2 募集要項等に関する追記事項

- (1) 包括委託契約書（案）の第1条第1項第11号の「…「本契約」の効力発生日から…」を「…「本契約」の締結日から…」に修正する。
- (2) 包括委託契約書（案）の第45条第1項の「…「本契約」の効力発生後における…」を「…「本契約」の締結後における…」に修正する。
- (3) 包括委託契約書（案）の第49条第3項第2号の「…「本契約」の効力発生後最初の…」を「…「本契約」の締結後最初の…」に修正する。
- (4) 包括委託契約書（案）の第55条第1項の「…「本契約」の効力発生後、…」を「…「本契約」の締結後、…」に修正する。

以上